

# 農業委員会許可事務の流れ等について

## 農地の売買及び賃貸借等の許可(農地法第3条)について

農地の売買、贈与、貸し借り等をする場合は、農地法第3条に基づく農業委員会又は、都道府県知事の許可が必要です。

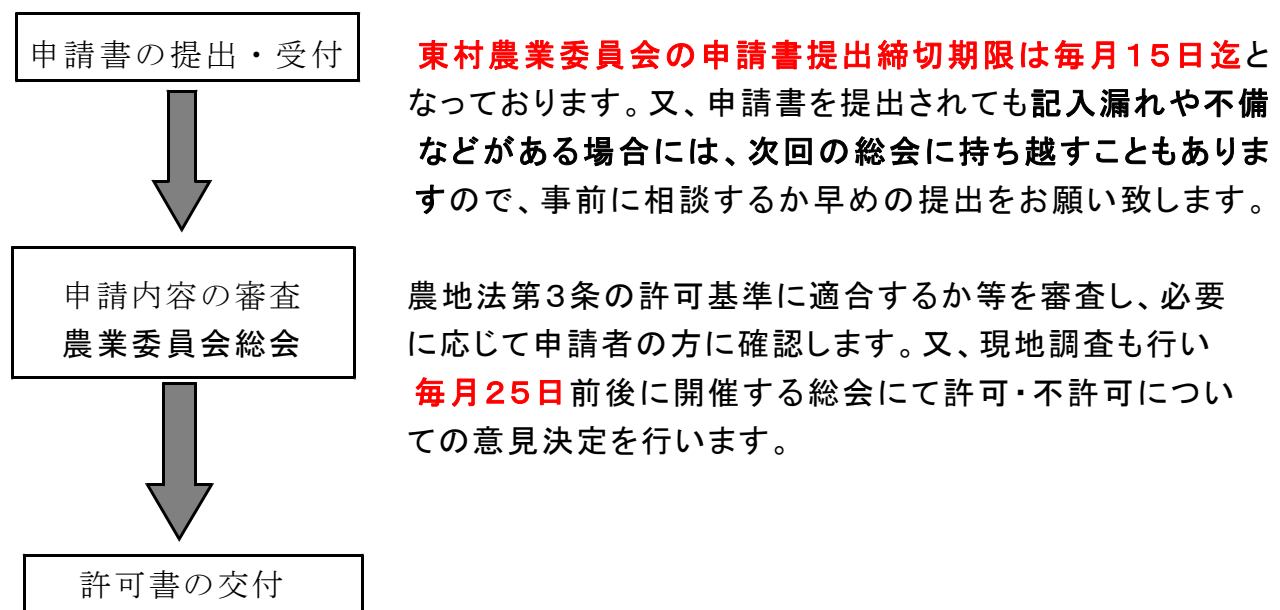
### ◎農地法第3条の主な許可基準

農地法に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

1. 申請される農地も含め、現在所有又は借り受けている農地のすべてを効率的に耕作する事が出来ると認められること。
2. 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。  
**※農業生産法人とは、農業を事業の中心とする事、農業者が中心となって組織されること等、農地法第2条第3項の要件を満たす法人です。**
3. 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。  
**※年間概ね150日以上**
4. 申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。  
**※東村の下限面積：50a = 5,000㎡ = 1,500坪**
5. 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

### ◎許可書交付までの流れ

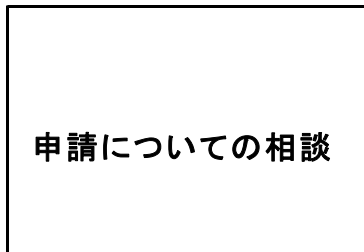
申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は、東村農業委員会許可事案の場合25日、知事許可事案の場合は45日です。



## ◎農地法許可申請書提出までの流れ(申請者の方)

・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなど説明し、申請書受付から許可書交付までの迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請受付までの流れは以下のとおりです。

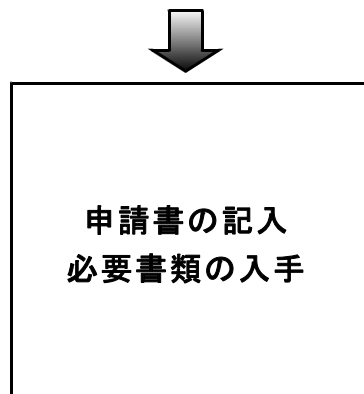


※ ご足労ですが農業委員会までお越しいただくか、お電話をお願い致します。

**住所: 沖縄県国頭郡東村字平良804番地**

**電話: 0980-43-2208**

**東村農業委員会事務局担当者まで**

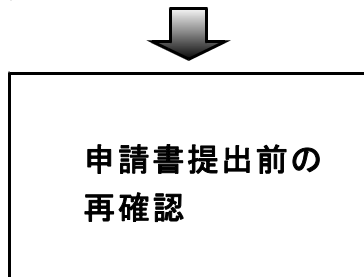


※申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。

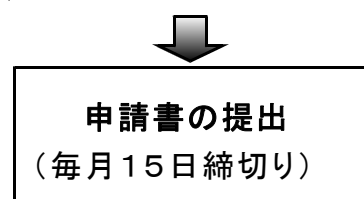
なお、**申請書及び申請書記入マニュアル等は、農業委員会窓口又は東村HPに掲載。**

●**東村ホームページ** → **各種申請書のダウンロード**

※必要書類一覧表も東村HPに掲載してありますので、申請内容に応じて各種申請書をご参照下さい。



※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可まで時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。**申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表を参考にご確認下さい。**



※ご足労ですが農業委員会事務局までお越し下さい。

※**許可書交付までの流れをご確認下さい。**

☆農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方、まずは、農業委員会へご相談ください!

### 一 連絡先一

住所: 沖縄県国頭郡東村字平良804番地

電話: 0980-43-2208(農林水産課内)

東村農業委員会事務局担当者まで

